

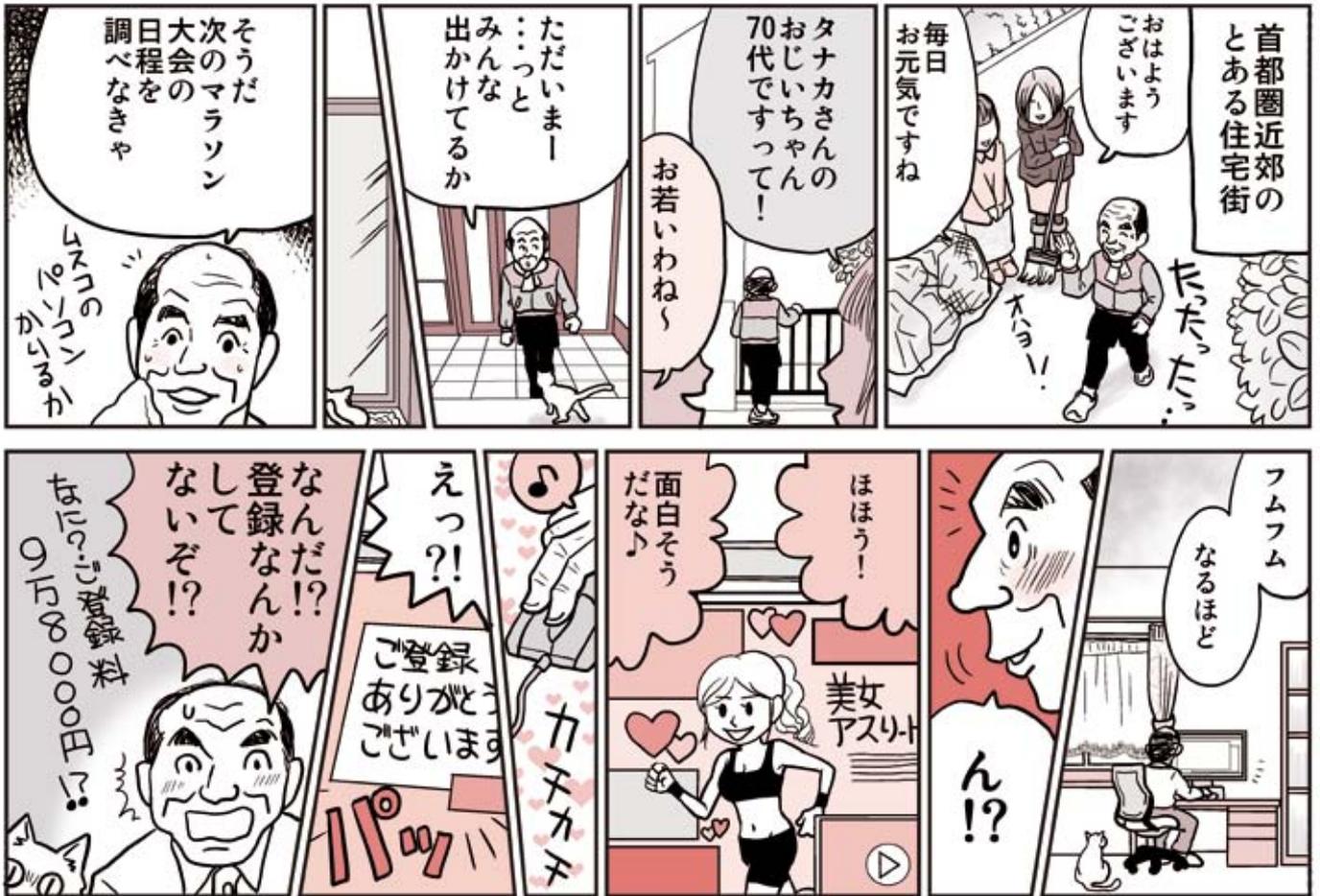
# わたしは ダメサレナイ!!

第23話 高齢者へのアダルトサイト架空請求

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



**アダルトサイトからの架空請求詐欺  
最近が高齢者の被害者も急増中です**

若者がパソコンやスマートフォンなどを使用  
中、うっかりアダルトサイトなどに接続したこ  
とで、架空請求の被害に遭う話はよく聞かま  
すが、近頃では高齢者がこうした架空請求詐  
欺事件の被害者となってしまふ事例が発生し  
ています。

## ポイント1

**高齢者が被害に遭うパターンとは?**

アダルトサイトなどの架空請求は都内の消  
費生活センターなどでの相談案件の中で現在  
一番多い被害の一つです。男性ばかりではなく  
女性の被害者も多く、老若男女を問わない相  
談といえます。中には90歳を超えて被害に  
遭ってしまう人もいます。

若者の場合は携帯電話やスマートフォンか  
らの接続による被害が多いのですが、高齢者  
の被害者はパソコンの利用者が多いようです。  
また家族と同居している場合、家族に気づか  
れないようなタイミングで接続し、被害に遭  
うケースがしばしば見受けられます。

## ポイント2

**どうして被害に遭ってしまうのか?**

実際にこうした被害に遭う人は、アダルト  
サイトに登録する契約を締結しているわけで  
はありません。よく利用するサイトや、調べ  
物などをしているときにふと目に留まり、好  
奇心からサイトに接続してしまっただけで被  
害に遭ってしまうのです。被害者はアダルト  
サイトに接続しただけで、金銭を支払う契約  
をする意思はもちろんありません。ところが、  
年齢を答えるなどどこかをクリックするだけ



で悪質業者に「契約した」と主張されてしま  
い、高額な請求をされます。

そもそも料金がいくらなのかを事前に知ら  
されていなければ契約内容に「合意」はなく、  
契約は不成立です。また電子消費者契約法  
(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する  
民法の特例に関する法律)では、ネット取引  
の場合、消費者が自分の契約内容を確認・訂  
正できる措置を事業者が講じていなければ、  
錯誤による契約の無効を主張できるのです。  
具体的には事業者は、契約の内容(どんな契  
約で、いくらかかるのかなど)についての確認  
画面を用意しなければなりません。その画面  
がなければ契約無効の主張ができるのです。  
しかし、こうした知識が不足しているため、  
被害者は「登録されました」などの文言が画  
面に表示されただけで驚き、慌てて悪質業者  
に連絡を取ってしまいます。実はこの業者へ  
の連絡こそが一番してはならないことなので  
す。画面には業者の連絡先が表示されており、  
多くの被害者が電話やメールで登録取消や解  
約の連絡を入れてしまいます。すると「支払  
わなければ解約できない」「個人情報等を調べ  
て債権回収をする」などと、半ば脅迫めいた  
ことを言われます。その上連絡をしてしまっ  
たために、電話番号やメールアドレスなどを  
相手に知られてしまい、悪質業者からの一方  
的な架空請求の督促が始まるのです。

### ポイント3

**精神的ダメージが大きい高齢者の被害  
ひっかららないためには？**

悪質業者に解約を申し出ても、「払え」の一  
点張りです。さらに「すぐに払わないと遅延  
金が発生して支払い金額がどんどん増える」



この物語はフィクションです

【詳しい情報やご相談】

- 東京のWmb  
<http://www.shouniseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/100819.html>
- 相談は全国の消費生活センター  
<http://www.kokusen.go.jp/map/>
- アダルト情報サイトの相談例  
[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/adultsite.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/adultsite.html)

★今回紹介した架空請求詐欺は、パソコンなどの契約の手続きに明るくない高齢者が被害者となるケースです。契約内容に合意がない場合は契約の不成立を、また契約内容の確認画面がない場合は電子消費者契約法により契約の無効を主張できます。

請求された料金を支払う義務はありません。もしこうした被害に遭った場合には、地元消費生活センターなどに相談しましょう。

「入金を確認できない」という口実で執拗に請求が続きます。支払わないと請求画面がパソコン画面に張り付く仕掛けもあり、家族に知られてしまいます。被害額は数万円〜十数万円ですが、大いに面目を失うことにもなりかねません。そして被害額以上に、年甲斐もなくこうした被害に遭ったという自己嫌悪など、大きな精神的ダメージを受けます。こうした被害に遭わないようにするには、怪しげなサイトに接続しないことはもちろんですが、もし接続してしまったら、それ以上入り込まずにサイトやブラウザを閉じるなど、トラブルが起きそうなサイトとの関わりを即座に断つことを心がけてください。